

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月20日
【四半期会計期間】	第116期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社大東銀行
【英訳名】	THE DAITO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 孝 雄
【本店の所在の場所】	福島県郡山市中町19番1号
【電話番号】	郡山（024）925-8225
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営部長 三 浦 謙 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田小川町二丁目2番地 センタークレストビル4階 株式会社大東銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）5244-5712
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 菊 田 浩 宗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大東銀行 東京支店 （東京都千代田区神田小川町二丁目2番地 センタークレストビル4階） （注） 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、 投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	(自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	(自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,364	6,117	6,591	12,564	12,452
連結経常利益	百万円	541	628	850	867	1,466
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	416	477	560	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	-	-	-	1,246	1,062
連結中間包括利益	百万円	338	943	1,279	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	2,258	1,942
連結純資産額	百万円	38,819	41,976	39,989	41,415	39,090
連結総資産額	百万円	810,360	803,673	935,709	789,773	790,655
1株当たり純資産額	円	2,998.93	3,246.23	3,089.23	3,200.92	3,019.78
1株当たり中間純利益	円	32.86	37.65	44.25	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	98.35	83.86
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.69	5.11	4.18	5.13	4.84
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	11,459	13,340	114,259	21,118	2,256
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	900	7,628	10,412	24,111	13,876
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	378	379	378	379	380
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高	百万円	46,446	57,668	172,612	37,079	48,318
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	556 [163]	529 [154]	522 [143]	524 [160]	506 [153]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないので記載していません。

3 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第114期中	第115期中	第116期中	第114期	第115期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	5,752	5,558	6,064	11,375	11,287
経常利益	百万円	484	639	809	759	1,397
中間純利益	百万円	386	493	539	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	1,189	1,015
資本金	百万円	14,743	14,743	14,743	14,743	14,743
発行済株式総数	千株	12,701	12,701	12,701	12,701	12,701
純資産額	百万円	36,724	39,812	37,833	39,193	37,005
総資産額	百万円	806,921	799,906	932,401	785,888	787,270
預金残高	百万円	696,813	683,064	747,150	679,056	681,903
貸出金残高	百万円	520,142	531,129	568,185	530,084	538,354
有価証券残高	百万円	223,968	197,533	177,409	204,427	187,232
1株当たり配当額	円	-	-	-	30.00	30.00
自己資本比率	%	4.55	4.97	4.05	4.98	4.70
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	547 [159]	520 [150]	514 [138]	515 [156]	498 [149]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第2四半期連結累計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(財政状態)

当第2四半期連結会計期間末の連結財政状態については、総資産は9,357億円、純資産は399億円となりました。また、主要勘定については、以下のとおりとなりました。

預金（譲渡性預金を含む）は、法人預金及び個人預金が増加したことなどから、前連結会計年度末比678億円増加して8,108億円となりました。

貸出金は、事業者向け貸出が増加したことなどから、前連結会計年度末比297億円増加して5,677億円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末比97億円減少して1,771億円となりました。

(経営成績)

当第2四半期連結累計期間の経営成績は、以下のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息の増加等による資金運用収益の増加や役員取引等収益の増加に加え、国債等債券売却益の計上等によるその他業務収益の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比4億74百万円増加して65億91百万円となりました。経常費用は、経費削減等により営業経費は減少したものの、国債等債券売却損の計上等によるその他業務費用の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比2億52百万円増加して57億41百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比2億21百万円増加して8億50百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前第2四半期連結累計期間比83百万円増加して5億60百万円となりました。

(セグメントの業績)

〔銀行業務〕

銀行業務では、経常収益は60億64百万円（前第2四半期連結累計期間比5億5百万円増加）、経常利益は8億9百万円（前第2四半期連結累計期間比1億70百万円増益）となりました。

〔リース業務〕

リース業務では、経常収益は4億8百万円（前第2四半期連結累計期間比3百万円減少）、経常利益は28百万円（前第2四半期連結累計期間比48百万円増益）となりました。

〔その他〕

その他（クレジットカード業務、信用保証業務）では、経常収益は1億62百万円（前第2四半期連結累計期間比23百万円減少）、経常利益は12百万円（前第2四半期連結累計期間比0百万円増益）となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間における資金運用収支は、国内業務部門で40億18百万円、国際業務部門では33百万円となり、相殺消去後の合計では40億50百万円となりました。役務取引等収支は全体で9億48百万円、その他業務収支は全体で1億84百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	3,797	55	1	3,851
	当第2四半期連結累計期間	4,018	33	0	4,050
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	3,875	58	4	3,927
	当第2四半期連結累計期間	4,080	34	4	4,110
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	78	2	2	76
	当第2四半期連結累計期間	61	1	3	59
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	828	76	0	904
	当第2四半期連結累計期間	885	63	0	948
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,383	78	24	1,437
	当第2四半期連結累計期間	1,445	66	22	1,489
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	554	2	24	532
	当第2四半期連結累計期間	560	2	22	540
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	252	20	1	231
	当第2四半期連結累計期間	563	379	1	184
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	609	-	1	608
	当第2四半期連結累計期間	409	379	1	788
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	357	20	-	377
	当第2四半期連結累計期間	972	-	-	972

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の合計額の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

4 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、14億89百万円となりました。このうち為替業務が全体の23.2%、投信窓販業務が全体の20.7%を占めております。一方、役務取引等費用は、5億40百万円となりました。このうち為替業務が全体の8.6%を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,383	78	24	1,437
	当第2四半期連結累計期間	1,445	66	22	1,489
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	238	-	2	236
	当第2四半期連結累計期間	236	-	2	233
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	269	78	1	346
	当第2四半期連結累計期間	281	66	1	345
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	0	-	-	0
	当第2四半期連結累計期間	1	-	-	1
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	197	-	-	197
	当第2四半期連結累計期間	217	-	-	217
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	62	-	-	62
	当第2四半期連結累計期間	60	-	-	60
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	164	-	20	144
	当第2四半期連結累計期間	149	-	18	131
うち投信窓販業務	前第2四半期連結累計期間	292	-	-	292
	当第2四半期連結累計期間	309	-	-	309
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	156	-	-	156
	当第2四半期連結累計期間	189	-	-	189
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	554	2	24	532
	当第2四半期連結累計期間	560	2	22	540
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	47	2	1	49
	当第2四半期連結累計期間	45	2	1	46

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
3 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	682,343	721	407	682,657
	当第2四半期連結会計期間	746,181	968	670	746,480
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	425,343	-	362	424,981
	当第2四半期連結会計期間	501,662	-	525	501,137
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	255,433	-	45	255,388
	当第2四半期連結会計期間	243,273	-	145	243,128
うちその他	前第2四半期連結会計期間	1,566	721	-	2,287
	当第2四半期連結会計期間	1,246	968	-	2,214
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	67,704	-	150	67,554
	当第2四半期連結会計期間	64,379	-	-	64,379
総合計	前第2四半期連結会計期間	750,047	721	557	750,211
	当第2四半期連結会計期間	810,561	968	670	810,859

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
3 預金の区分は次のとおりであります。
流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内業務部門	530,892	100.00	567,781	100.00
製造業	40,227	7.58	44,397	7.82
農業、林業	815	0.15	996	0.18
漁業	228	0.04	285	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	379	0.07	650	0.11
建設業	25,430	4.79	36,536	6.43
電気・ガス・熱供給・水道業	20,400	3.84	26,575	4.68
情報通信業	3,606	0.68	3,068	0.54
運輸業、郵便業	19,191	3.62	21,917	3.86
卸売業、小売業	32,913	6.20	37,735	6.65
金融業、保険業	37,248	7.02	35,559	6.26
不動産業、物品賃貸業	62,452	11.76	56,719	9.99
各種サービス業	42,480	8.00	52,483	9.24
地方公共団体	68,762	12.95	66,460	11.71
その他	176,755	33.30	184,394	32.48
国際業務部門	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	530,892	-	567,781	-

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。
2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	10.32
2. 連結における自己資本の額	384
3. リスク・アセットの額	3,724
4. 連結総所要自己資本額	148

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	10.02
2. 単体における自己資本の額	368
3. リスク・アセットの額	3,682
4. 単体総所要自己資本額	147

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	32	27
危険債権	80	99
要管理債権	19	17
正常債権	5,207	5,571

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前第2四半期連結会計期間末比1,149億43百万円増加して1,726億12百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金及び預金の増加などにより1,142億59百万円（前第2四半期連結累計期間比1,009億19百万円増加）となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入が有価証券の取得による支出を上回ったことなどにより104億12百万円（前第2四半期連結累計期間比27億84百万円増加）となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより3億78百万円（前第2四半期連結累計期間比0百万円増加）となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第2四半期連結累計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する見積りについては、「第4 経理の状況 注記事項 追加情報」に記載しております。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当行及び連結子会社の経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当行及び連結子会社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、当行及び連結子会社の従業員の状況について、著しい増加又は減少はありません。

(8) 生産、受注及び販売の実績

銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(9) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、当行及び連結子会社の主要な設備について、重要な変動はありません。

(10) 資本の財源及び資金の流動性

前事業年度の有価証券報告書に記載した「資本の財源及び資金の流動性」の内容について、重要な変更はありません。

(11) 経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容

第五次中期経営計画（2020年4月～2023年3月）において目標として掲げた経営目標に対して、初年度となる当第2四半期の実績は、概ね計画に沿った進捗が図られているものと認識しております。

目指す経営指標の一つである当期純利益（単体ベース）については年度目標7億円に対して当第2四半期実績は5億39百万円（進捗率77.0%）となりました。年度においては、引き続き「第五次中期経営計画」の経営方針に基づき、諸施策に役職員一丸となって取り組むことにより、目標達成に努めてまいります。

また、足もと新型コロナウイルス感染症により影響を受けられている事業者の皆さまや地域の皆さまを引き続き全力でサポートすることで、地域経済の復興、回復に貢献してまいります。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,701,462	12,701,462	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	12,701,462	12,701,462	-	-

(注) 発行済株式は全て完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	12,701	-	14,743	-	1,294

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,455	19.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,121	8.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	584	4.61
大東銀行行員持株会	福島県郡山市中町19番1号	472	3.72
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	349	2.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	340	2.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	214	1.68
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	196	1.55
さわやか商事株式会社	福島県郡山市本町一丁目11番15号	160	1.26
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	152	1.20
計	-	6,046	47.71

(注) 1 三井住友信託銀行株式会社から、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする2018年12月14日現在の保有株式を記載した2018年12月20日付の大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。
なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	519	4.09
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	80	0.63
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号	37	0.30

2 銀行等保有株式取得機構から、2020年7月31日現在の保有株式を記載した2020年8月6日付の大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。
なお、大量保有報告書(変更報告書No.2)の内容は次のとおりであります

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	820	6.46

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 29,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,595,300	125,953	同上
単元未満株式	普通株式 77,162	-	同上
発行済株式総数	12,701,462	-	-
総株主の議決権	-	125,953	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式25株が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大東銀行	郡山市中町19番1号	29,000	-	29,000	0.22
計	-	29,000	-	29,000	0.22

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	6 49,809	6 175,161
有価証券	6, 10 186,941	6, 10 177,188
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 538,006	1, 3, 4, 5, 7 567,781
外国為替	450	694
リース債権及びリース投資資産	2,298	2,307
その他資産	6 2,929	6 3,205
有形固定資産	8, 9 10,263	8, 9 10,187
無形固定資産	969	686
退職給付に係る資産	397	405
繰延税金資産	109	125
支払承諾見返	1,079	728
貸倒引当金	2,599	2,761
資産の部合計	790,655	935,709
負債の部		
預金	6 681,221	6 746,480
譲渡性預金	61,833	64,379
借入金	470	6 75,380
外国為替	0	0
その他負債	4,089	5,886
賞与引当金	125	158
退職給付に係る負債	1,278	1,257
睡眠預金払戻損失引当金	275	259
偶発損失引当金	115	95
繰延税金負債	9	28
再評価に係る繰延税金負債	8 1,065	8 1,065
支払承諾	1,079	728
負債の部合計	751,564	895,720
純資産の部		
資本金	14,743	14,743
資本剰余金	1,294	1,294
利益剰余金	21,359	21,540
自己株式	48	49
株主資本合計	37,349	37,529
その他有価証券評価差額金	988	283
土地再評価差額金	8 1,862	8 1,862
退職給付に係る調整累計額	46	39
その他の包括利益累計額合計	919	1,618
非支配株主持分	821	840
純資産の部合計	39,090	39,989
負債及び純資産の部合計	790,655	935,709

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	6,117	6,591
資金運用収益	3,927	4,110
(うち貸出金利息)	2,996	3,111
(うち有価証券利息配当金)	913	955
役務取引等収益	1,437	1,489
その他業務収益	608	788
その他経常収益	1,143	1,204
経常費用	5,488	5,741
資金調達費用	76	59
(うち預金利息)	69	51
役務取引等費用	532	540
その他業務費用	377	972
営業経費	2,408 ²	2,938 ²
その他経常費用	341 ³	229 ³
経常利益	628	850
特別利益	14	0
固定資産処分益	14	0
特別損失	7	15
固定資産処分損	7	11
減損損失	-	4
税金等調整前中間純利益	635	834
法人税、住民税及び事業税	187	234
法人税等調整額	27	33
法人税等合計	159	268
中間純利益	475	566
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失()	1	5
親会社株主に帰属する中間純利益	477	560

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	475	566
その他の包括利益	467	713
その他有価証券評価差額金	474	719
退職給付に係る調整額	6	6
中間包括利益	943	1,279
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	953	1,259
非支配株主に係る中間包括利益	9	19

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,743	1,294	20,677	48	36,667
当中間期変動額					
剰余金の配当			380		380
親会社株主に帰属する中間純利益			477		477
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	96	0	96
当中間期末残高	14,743	1,294	20,773	48	36,763

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,929	1,862	108	3,900	848	41,415
当中間期変動額						
剰余金の配当						380
親会社株主に帰属する中間純利益						477
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	482		6	476	12	463
当中間期変動額合計	482	-	6	476	12	560
当中間期末残高	2,412	1,862	101	4,376	836	41,976

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,743	1,294	21,359	48	37,349
当中間期変動額					
剰余金の配当			380		380
親会社株主に帰属する中間純利益			560		560
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	180	0	180
当中間期末残高	14,743	1,294	21,540	49	37,529

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	988	1,862	46	919	821	39,090
当中間期変動額						
剰余金の配当						380
親会社株主に帰属する中間純利益						560
自己株式の取得						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	705		6	698	19	718
当中間期変動額合計	705	-	6	698	19	898
当中間期末残高	283	1,862	39	1,618	840	39,989

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	635	834
減価償却費	490	444
減損損失	-	4
貸倒引当金の増減()	365	162
賞与引当金の増減額(は減少)	10	32
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	7	7
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3	20
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	39	16
偶発損失引当金の増減額(は減少)	15	20
資金運用収益	3,927	4,110
資金調達費用	76	59
有価証券関係損益()	185	166
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	6	11
貸出金の純増()減	912	29,774
預金の純増減()	4,003	65,258
譲渡性預金の純増減()	6,023	2,545
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	10	74,910
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	55	1,058
外国為替(資産)の純増()減	56	243
外国為替(負債)の純増減()	-	0
リース債権及びリース投資資産の純増()減	75	8
資金運用による収入	4,090	4,250
資金調達による支出	87	77
その他	3,271	1,034
小計	13,717	114,376
法人税等の支払額	376	117
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,340	114,259
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	23,235	12,045
有価証券の売却による収入	15,568	13,439
有価証券の償還による収入	15,355	9,127
有形固定資産の取得による支出	75	76
無形固定資産の取得による支出	38	24
有形固定資産の売却による収入	62	0
その他	8	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,628	10,412
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	376	377
非支配株主への配当金の支払額	2	0
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	379	378
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	20,589	124,294
現金及び現金同等物の期首残高	37,079	48,318
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 57,668	1 172,612

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 2社
株大東クレジットサービス
株大東リース
 - (2) 非連結子会社
該当ありません。
- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
 - (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。
 - (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。
- 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社
- 4 開示対象特別目的会社に関する事項
該当ありません。
- 5 会計方針に関する事項
 - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 : 8年~50年
その他 : 3年~20年
無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,844百万円（前連結会計年度末は6,870百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。

(11) リース取引の処理方法

(借手)

該当ありません。

(貸手)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染拡大は、現時点では、本年度中に収束に向かい、その後は経済が緩やかな回復に向かうものと想定しております。また、2020年5月以降の政府による緊急経済対策に基づく資金繰り支援等により、貸出金に係る信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定を置いております。このような仮定のもと、現時点で入手可能な情報に基づき貸倒引当金を計上しております。

なお、当該仮定には不確実性を有しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や経済への影響の変化等により、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

- 1 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	314百万円	216百万円
延滞債権額	10,910百万円	12,519百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 2 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	13百万円	-

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 3 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,093百万円	1,696百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	13,331百万円	14,432百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	986百万円	611百万円

6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	30,969百万円	80,713百万円
その他資産	5百万円	6百万円
現金預け金	4百万円	4百万円
計	30,980百万円	80,724百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,536百万円	842百万円
借入金	-	75,000百万円
計	1,536百万円	75,842百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	9,170百万円	9,150百万円
また、その他資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
敷金	112百万円	112百万円
保証金	31百万円	31百万円

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	56,713百万円	55,460百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	49,413百万円	48,810百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(1969年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(1950年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	4,160百万円	4,103百万円

9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	11,192百万円	11,192百万円

10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	2,165百万円	2,170百万円

(中間連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
償却債権取立益	52百万円	29百万円
株式等売却益	15百万円	99百万円

2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給与・手当	1,508百万円	1,528百万円
退職給付費用	86百万円	84百万円
減価償却費	490百万円	444百万円
保守管理費	479百万円	473百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	365百万円	162百万円
貸出金償却	0百万円	0百万円
株式等償却	21百万円	19百万円

4 使用の中止又は営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)			減損損失 (百万円)	
			場所	主な用途	種類	
			福島県内	営業用資産	その他	4

営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除した価額等に基づき算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	12,701	-	-	12,701	
自己株式					
普通株式	27	0	-	28	(注)

(注) 自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	380	30.00	2019年3月31日	2019年6月24日

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	12,701	-	-	12,701	
自己株式					
普通株式	28	0	-	29	(注)

(注) 自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	380	30.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	59,353百万円	175,161百万円
定期預け金	4百万円	4百万円
当座預け金	6百万円	11百万円
普通預け金	1,673百万円	2,533百万円
現金及び現金同等物	57,668百万円	172,612百万円

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引
(借手側)
該当ありません。

(貸手側)

- (1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分	2,396	2,391
見積残存価額部分	108	119
受取利息相当額	206	203
リース投資資産	2,298	2,307

- (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の連結決算日後の回収予定額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	リース債権 (百万円)	リース投資資産 (百万円)	リース債権 (百万円)	リース投資資産 (百万円)
1年以内	-	727	-	761
1年超2年以内	-	617	-	623
2年超3年以内	-	481	-	483
3年超4年以内	-	329	-	308
4年超5年以内	-	155	-	142
5年超	-	84	-	72

- 2 オペレーティング・リース取引
(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	17	15
1年超	1	0
合計	18	15

- 3 転リース取引

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース投資資産	731	705
リース債務	731	705

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、外国為替、支払承諾及び支払承諾見返については、中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	49,809	49,809	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	186,039	186,039	-
(3) 貸出金	538,006		
貸倒引当金(*1)	2,342		
	535,664	540,321	4,657
資産計	771,512	776,169	4,657
(1) 預金	681,221	681,233	11
(2) 譲渡性預金	61,833	61,833	-
負債計	743,055	743,067	11
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(59)	(59)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(59)	(59)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	175,161	175,161	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	176,287	176,287	-
(3) 貸出金	567,781		
貸倒引当金(*1)	2,511		
	565,270	575,143	9,872
資産計	916,720	926,592	9,872
(1) 預金	746,480	746,497	17
(2) 譲渡性預金	64,379	64,379	-
(3) 借入金	75,380	75,380	0
負債計	886,239	886,257	17
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異ならず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	874	874
組合出資金(*3)	28	26
合計	902	900

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間においては減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」勘定以外で表示されているものではありません。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	1,069	609	459
	債券	101,505	99,962	1,542
	国債	33,432	32,730	701
	地方債	12,272	12,087	184
	社債	55,800	55,144	655
	その他	22,286	20,729	1,556
	小計	124,860	121,301	3,558
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,771	2,342	570
	債券	36,190	36,508	318
	国債	7,764	7,854	90
	地方債	1,042	1,044	2
	社債	27,383	27,608	225
	その他	23,216	25,790	2,573
	小計	61,178	64,641	3,462
合計		186,039	185,942	96

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,714	976	738
	債券	98,864	97,460	1,404
	国債	28,060	27,467	593
	地方債	11,627	11,466	160
	社債	59,176	58,526	650
	その他	20,896	19,557	1,339
	小計	121,476	117,994	3,482
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,377	1,981	603
	債券	36,930	37,233	303
	国債	15,406	15,621	214
	地方債	717	718	0
	社債	20,806	20,894	87
	その他	16,503	18,291	1,787
	小計	54,811	57,505	2,694
合計		176,287	175,499	787

2 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

前連結会計年度における減損処理額は、231百万円(株式231百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、19百万円(株式19百万円)であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間連結会計期間末日(連結会計年度末日)における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年 3月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	96
その他有価証券	96
() 繰延税金負債	1,055
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	959
() 非支配株主持分相当額	29
その他有価証券評価差額金	988

当中間連結会計期間 (2020年 9月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	787
その他有価証券	787
() 繰延税金負債	1,026
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	239
() 非支配株主持分相当額	44
その他有価証券評価差額金	283

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日 (連結決算日) における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2020年 3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年 超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	3,149	-	59	59
	買建	42	-	0	0
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
合計	-	-	59	59	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	69	-	0	0
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
合計		-	-	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業を中心に、リース事業、クレジットカード事業及び信用保証事業といった金融サービスに係る事業を行っており、「銀行業務」、「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替及び証券投資信託や保険商品等の窓口販売業務等を行っております。「リース業務」は、ファイナンス・リース等の業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	5,547	410	5,958	165	6,123	6	6,117
(2) セグメント間の内 部経常収益	10	1	12	20	32	32	-
計	5,558	411	5,970	185	6,156	39	6,117
セグメント利益又は損失 ()	639	19	619	11	630	1	628
セグメント資産	799,983	3,285	803,268	7,370	810,639	6,965	803,673
セグメント負債	760,069	2,482	762,552	5,627	768,179	6,482	761,697
その他の項目							
減価償却費	484	3	488	2	490	-	490
資金運用収益	3,916	1	3,917	14	3,932	4	3,927
資金調達費用	74	4	79	0	79	2	76
特別利益	14	-	14	-	14	-	14
(固定資産処分益)	14	-	14	-	14	-	14
特別損失	7	-	7	-	7	-	7
(固定資産処分損)	7	-	7	-	7	-	7
税金費用	151	7	159	0	159	0	159
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	110	-	110	3	113	-	113

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード事業、信用保証業であります。

3 外部顧客に対する経常収益の調整額 6百万円は、貸倒引当金繰入額の調整であります。

4 セグメント利益又は損失()の調整額 1百万円、セグメント資産の調整額 6,965百万円、セグメント負債の調整額 6,482百万円、資金運用収益の調整額 4百万円、資金調達費用の調整額 2百万円及び税金費用の調整額0百万円は、いずれもセグメント間取引消去であります。

5 セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
（1）外部顧客に対する 経常収益	6,053	407	6,460	144	6,604	12	6,591
（2）セグメント間の内 部経常収益	10	1	12	18	30	30	-
計	6,064	408	6,472	162	6,635	43	6,591
セグメント利益	809	28	838	12	850	0	850
セグメント資産	932,387	3,232	935,620	6,614	942,235	6,525	935,709
セグメント負債	894,514	2,392	896,906	4,856	901,762	6,042	895,720
その他の項目							
減価償却費	439	1	440	3	444	-	444
資金運用収益	4,102	0	4,102	11	4,114	4	4,110
資金調達費用	56	5	62	0	62	3	59
特別利益	-	0	0	-	0	-	0
（固定資産処分益）	-	0	0	-	0	-	0
特別損失	15	0	15	-	15	-	15
（固定資産処分損）	11	0	11	-	11	-	11
（減損損失）	4	-	4	-	4	-	4
税金費用	255	11	266	2	268	0	268
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	97	2	100	-	100	-	100

（注）1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード事業、信用保証業であります。

3 外部顧客に対する経常収益の調整額 12百万円は、貸倒引当金繰入額の調整であります。

4 セグメント利益の調整額 0百万円、セグメント資産の調整額 6,525百万円、セグメント負債の調整額 6,042百万円、資金運用収益の調整額 4百万円、資金調達費用の調整額 3百万円及び税金費用の調整額 0百万円は、いずれもセグメント間取引消去であります。

5 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	3,048	1,130	1,437	500	6,117

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

（1）経常収益

本邦以外の外部顧客に対する経常収益がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	3,141	1,435	1,489	525	6,591

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦以外の外部顧客に対する経常収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	4	-	4	-	4

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2020年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年 9月30日)
1株当たり純資産額	3,019円78銭	3,089円23銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	39,090	39,989
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	821	840
(うち非支配株主持分)	821	840
普通株式に係る中間期末 (期末) の 純資産額 (百万円)	38,268	39,148
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期 末 (期末) の普通株式の数 (千株)	12,672	12,672

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
1株当たり中間純利益	円	37.65	44.25
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	477	560
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	477	560
普通株式の期中平均株式数	千株	12,673	12,672

(注) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 49,808	7 175,160
有価証券	1, 7, 9 187,232	1, 7, 9 177,409
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 538,354	2, 4, 5, 6, 8 568,185
外国為替	450	694
その他資産	1,108	1,488
その他の資産	7 1,108	7 1,488
有形固定資産	10,054	9,978
無形固定資産	955	674
前払年金費用	391	401
繰延税金資産	109	125
支払承諾見返	1,079	728
貸倒引当金	2,274	2,446
資産の部合計	787,270	932,401
負債の部		
預金	7 681,903	7 747,150
譲渡性預金	61,833	64,379
借入金	-	7 75,000
外国為替	0	0
その他負債	2,539	4,429
未払法人税等	105	182
資産除去債務	35	27
その他の負債	2,398	4,219
賞与引当金	122	155
退職給付引当金	1,329	1,302
睡眠預金払戻損失引当金	275	259
偶発損失引当金	115	95
再評価に係る繰延税金負債	1,065	1,065
支払承諾	1,079	728
負債の部合計	750,264	894,567
純資産の部		
資本金	14,743	14,743
資本剰余金	1,294	1,294
資本準備金	1,294	1,294
利益剰余金	20,229	20,388
利益準備金	717	793
その他利益剰余金	19,512	19,595
別途積立金	14,900	14,900
繰越利益剰余金	4,612	4,695
自己株式	48	49
株主資本合計	36,219	36,378
その他有価証券評価差額金	1,075	406
土地再評価差額金	1,862	1,862
評価・換算差額等合計	786	1,455
純資産の部合計	37,005	37,833
負債及び純資産の部合計	787,270	932,401

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	5,558	6,064
資金運用収益	3,916	4,102
(うち貸出金利息)	2,984	3,104
(うち有価証券利息配当金)	913	955
役務取引等収益	1,300	1,367
その他業務収益	201	393
その他経常収益	1,139	1,199
経常費用	4,919	5,254
資金調達費用	74	56
(うち預金利息)	69	51
役務取引等費用	549	556
その他業務費用	30	627
営業経費	2,389	2,378
その他経常費用	3,375	3,231
経常利益	639	809
特別利益	14	-
特別損失	7	15
税引前中間純利益	645	794
法人税、住民税及び事業税	172	220
法人税等調整額	20	34
法人税等合計	151	255
中間純利益	493	539

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,743	1,294	1,294	641	14,100	4,853	19,594	48	35,584
当中間期変動額									
利益準備金の積立				76		76	-		
別途積立金の積立					800	800	-		
剰余金の配当						380	380		380
中間純利益						493	493		493
自己株式の取得								0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	76	800	762	113	0	113
当中間期末残高	14,743	1,294	1,294	717	14,900	4,091	19,708	48	35,697

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,746	1,862	3,609	39,193
当中間期変動額				
利益準備金の積立				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				380
中間純利益				493
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)	505		505	505
当中間期変動額合計	505	-	505	618
当中間期末残高	2,252	1,862	4,114	39,812

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,743	1,294	1,294	717	14,900	4,612	20,229	48	36,219
当中間期変動額									
利益準備金の積立				76		76	-		
剰余金の配当						380	380		380
中間純利益						539	539		539
自己株式の取得								0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	76	-	82	158	0	158
当中間期末残高	14,743	1,294	1,294	793	14,900	4,695	20,388	49	36,378

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,075	1,862	786	37,005
当中間期変動額				
利益準備金の積立				
剰余金の配当				380
中間純利益				539
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)	669		669	669
当中間期変動額合計	669	-	669	827
当中間期末残高	406	1,862	1,455	37,833

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：8年～50年
その他：3年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,844百万円（前事業年度末は6,870百万円）であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によるおります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
 - (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルスの感染拡大は、現時点では、本年度中に収束に向かい、その後は経済が緩やかな回復に向かうものと想定しております。また、2020年5月以降の政府による緊急経済対策に基づく資金繰り支援等により、貸出金に係る信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定を置いております。このような仮定のもと、現時点で入手可能な情報に基づき貸倒引当金を計上しております。

なお、当該仮定には不確実性を有しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や経済への影響の変化等により、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	496百万円	496百万円

2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	311百万円	211百万円
延滞債権額	10,758百万円	12,377百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	13百万円	-

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,093百万円	1,696百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	13,177百万円	14,284百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	986百万円	611百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	30,969百万円	80,713百万円
その他の資産	5百万円	6百万円
現金預け金	4百万円	4百万円
計	30,980百万円	80,724百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,536百万円	842百万円
借入金	-	75,000百万円
計	1,536百万円	75,842百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	9,170百万円	9,150百万円

また、その他の資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
敷金	112百万円	112百万円
保証金	31百万円	31百万円

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	52,950百万円	51,749百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	45,650百万円	45,100百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	2,165百万円	2,170百万円

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
償却債権取立益	52百万円	29百万円
株式等売却益	15百万円	99百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	167百万円	138百万円
無形固定資産	316百万円	301百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	322百万円	171百万円
株式等償却	21百万円	16百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2020年3月31日現在)
該当ありません。

当中間会計期間(2020年9月30日現在)
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額
(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	496	496

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月19日

株式会社 大東銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野瀬 直人 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月19日

株式会社 大東銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保暢子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野瀬直人 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第116期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。